

（第 49 号議案）

中野区職員の特殊勤務手当に関する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>第 1 条～第 11 条 （略）</p> <p>附 則</p> <p>1 この条例は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>2 <u>保健所等に勤務する職員が、新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和 2 年政令第 11 号）第 1 条に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）から区民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る業務であって、規則で定めるものに従事したときは、防疫等業務手当を支給する。</u></p> <p>3 <u>前項に規定する手当の額は、従事した日 1 日につき 4, 0 0 0 円を超えない範囲内において、規則で定める。</u></p> <p>4 <u>附則第 2 項の規定により防疫等業務手当を支給する場合における第 9 条の規定の適用については、同条中「前条まで」とあるのは、「前条まで及び附則第 2 項」とする。</u></p> <p>附 則</p> <p><u>この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第 2 項から第 4 項までの規定は、令和 2 年 1 月 2 7 日から適用する。</u></p>	<p>第 1 条～第 11 条 （略）</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。</p>